

産業廃棄物収集運搬車の表示例（他人の産業廃棄物を委託を受けて収集運搬する場合）

- ・車両の両側面に表示が必要
- ・マグネットシートや左右が違う位置の掲示でも可
- ・「特別管理」の文字は入れなくても可

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記

- ・識別しやすい色の文字
- ・140ポイント以上の大きさの文字<sup>(注)</sup>

# 産業廃棄物収集運搬車

ひょうご運送株式会社

2 1 0 9 8 7

許可業者の氏名又は名称

（個人の場合、屋号のみの表示は不可）

- ・識別しやすい色の文字
- ・90ポイント以上の大きさの文字<sup>(注)</sup>

統一許可番号（下6けた部分）

- ・識別しやすい色の数字
- ・90ポイント以上の大きさの数字<sup>(注)</sup>

（注）JIS Z 8305 で規定されている大きさ

1ポイント = 0.3514mm

140ポイント = 4.9196cm

90ポイント = 3.1626cm